

島根県看護師等養成所運営費補助金交付要綱

(通則)

1 県の交付する看護師等養成所運営費補助金については、島根県医療介護総合確保促進基金を財源に予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号厚生労働省医政局長通知の別紙)及び補助金等交付規則(昭和 32 年島根県規則第 32 号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校は除く。以下「看護師等養成所」という。)の運営に必要な経費を補助することにより看護師等養成所における教育内容の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次に掲げる者が行う看護師等養成所運営事業(以下「事業」という。)を交付の対象とする。ただし、(6)及び(7)に掲げる者については、学校教育法第 124 条に規定する「専修学校」又は同法第 134 条に規定する「各種学校」の認可を受けているものに限る。

- (1) 社会福祉法人(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業は除く。)
- (2) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (3) 健康保険組合及びその連合会
- (4) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (5) 学校法人及び準学校法人
- (6) 医療法人
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人
- (8) 独立行政法人国立病院機構
- (9) その他知事が認める者

(交付額の算出方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表 1 の第 1 欄に規定する基準額と別表 1 の第 2 欄に規定する対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお、総事業費と寄附金その他収入額については、平成11年6月16日看第26号厚生省健康政策局看護課長通知に基づき算出するものとする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式 1 による申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(概算払)

7 この補助金は、次により概算払をすることができる。

(1) 概算払いは、知事が必要と認めた場合に請求できるものとする。

(2) (1)により、補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式 4 を知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6 に定める申請手続きに従い毎年度 12 月 31 日までにを行うものとする。

(実績報告)

9 この補助金の事業実績報告は、事業完了後 1 か月以内又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに別紙様式 2 による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(県内中小企業への配慮)

10 この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 4 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 23 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 17 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 14 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

1 基準額	2 対象経費
次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額	看護師等養成所の運営に必要な次の経費
1 保健師養成所 (1) 基準額A 次のア～エの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所あたり 9,070 千円 イ 総定員(注1)が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,061 千円 ウ 事務職員分(注2)として1か所あたり 536 千円 エ 生徒数(注3)に1人あたり13千円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 340 千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 147 千円	1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料（上記教員経費のうち（1）～（4）に該当するものに限る。） 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（上記の専任事務職員給与費に該当するものに限る。） 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費） (3) 委託料（上記生徒経費のうち（1）及び（2）に該当するものに限る。） 4 実習施設謝金 (1) 報償費（実習施設謝金） (2) 委託料（上記報償費（実習施設謝金）に該当するものに限る。） 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業(注4)実施経費 (1) 実習体制支援経費 賃金、需用費（燃料費、消耗品費、
2 助産師養成所 (1 年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア～エの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所あたり 9,070 千円 イ 総定員(注1)が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,061 千円 ウ 事務職員分(注2)として1か所あたり 536 千円	

1 基準額	2 対象経費
エ 生徒数(注3)に1人あたり 142 千円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア～ウの合計額 ア 新任看護教員研修事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 340 千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 147 千円 ウ 助産師学生実践能力向上事業(注4)実施施設1か所あたり 4,510 千円 (2年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア～エの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所あたり 4,535 千円 イ 総定員(注1)が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 1,030 千円 ウ 事務職員分(注2)として1か所あたり 268 千円 エ 生徒数(注3)に1人あたり 142 千円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア～ウの合計額 ア 新任看護教員研修事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 340 千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 147 千円 ウ 助産師学生実践能力向上事業(注4)実施施設1か所あたり 4,510 千円	修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。)、使用料及び賃借料 (2) 看護職員養成確保促進経費 旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料 (3) 委託料(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものに限る。) 6 新任看護教員研修事業(注4)実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費 7 看護教員養成講習会参加促進事業(注4)実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費 8 助産師学生実践能力向上事業(注4)実施経費 部外講師謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費、使用料及び賃借料

1 基準額	2 対象経費
3 看護師（3年課程）養成所 （全日制） （1）基準額A 次のア～カの合計額に別表2に定める調整率 を乗じて得た額 ア 養成所1か所あたり 17,751千円 イ 統合カリキュラム実施施設 7,419千円 ウ 総定員(注1)が120人を超える養成所にお いて、専任教員分として定員30人増すごと に 2,061千円 エ 事務職員分(注2)として1か所あたり 536千円 オ 生徒数(注3)に1人あたり16千円を乗じて 得た額 カ ヘき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業(注4)実施施設1か所あたり 1,087千円 （2）基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業(注4)実施施設につ いて受講者1人あたり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業(注4)実 施施設について受講者1人あたり 147千円 （全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制） （1）基準額A 次のア～オの合計額に別表2に定める調整率 を乗じて得た額 ア 養成所1か所あたり 13,313千円 イ 総定員(注1)が120人を超える養成所にお いて、専任教員分として定員30人増すごと に 1,546千円 ウ 事務職員分(注2)として1か所あたり 402千円 エ 生徒数(注3)に1人あたり16千円を乗じて 得た額 オ ヘき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業(注4)実施施設1か所あたり 1,087千円 （2）基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業(注4)実施施設につ いて受講者1人あたり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業(注4)実 施施設について受講者1人あたり 147千円	

1 基準額	2 対象経費
4 看護師（2年課程）養成所 （全日制） （1）基準額A 次のア～オの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所あたり 15,265 千円 イ 総定員(注1)が 80 人を超える養成所において、専任教員分として定員 30 人増すごとに 2,061 千円 ウ 事務職員分(注2)として1か所あたり 536 千円 エ 生徒数(注3)に1人あたり 18 千円を乗じて得た額 オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業(注4)実施施設1か所あたり 1,004 千円 （2）基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 340 千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 147 千円 （定時制） （1）基準額A 次のア～オの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所あたり 11,449 千円 イ 総定員(注1)が 120 人を超える養成所において、専任教員分として定員 30 人増すごとに 1,546 千円 ウ 事務職員分(注2)として1か所あたり 402 千円 エ 生徒数(注3)に1人あたり18 千円を乗じて得た額 オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業(注4)実施施設1か所あたり 1,004 千円 （2）基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 340 千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業(注4)実施施設について受講者1人あたり 147 千円	

1 基準額	2 対象経費
(通信制) (1) 基準額 A 次のア～オの合計額に別表 2 に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所 1 か所あたり 17,950 千円 イ 総定員(注 1)が 500 人を超える養成所において、専任教員分として定員 100 人増すごとに 2,061 千円 ウ 総定員(注 1)が 500 人を超える養成所において、添削指導教員分として定員 100 人増すごとに 1,835 千円 エ 事務職員分(注 2)として 536 千円 オ 生徒数(注 3)に 1 人あたり 4 千円を乗じて得た額 (2) 基準額 B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業(注 4)実施施設について受講者 1 人あたり 340 千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業(注 4)実施施設について受講者 1 人あたり 147 千円 5 准看護師養成所 (1) 基準額 A 次のア～オの合計額に別表 2 に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所 1 か所あたり 8,866 千円 イ 総定員(注 1)が 80 人を超える養成所において、専任教員分として定員 30 人増すごとに 2,061 千円 ウ 事務職員分(注 2)として 1 か所あたり 536 千円 エ 生徒数(注 3)に 1 人あたり 13 千円を乗じて得た額 オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業(注 4)実施施設 1 か所あたり 973 千円 (2) 基準額 B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業(注 4)実施施設について受講者 1 人あたり 340 千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業(注 4)実施施設について受講者 1 人あたり 147 千円	

- (注1) 総定員は、学生が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。
- (注2) 事務職員は、1 学年定員 80 名以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に 2 名以上専任としての位置づけがなされている場合に限る。
- (注3) 生徒数は、「当該年度の 4 月 15 日現在における在籍生徒総数」と「生徒が実在する学年の総定員」を比較しいずれか少ない数値にて算出する。
- (注4) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業、新任看護教員研修事業、看護教員養成講習会参加促進事業、助産師学生実践能力向上事業については、次のとおりとする。
- (1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業
別添 1 を満たす場合、基準額に計上することができる。
 - (2) 新任看護教員研修事業
別添 2 を満たす場合、基準額に計上することができる。
 - (3) 看護教員養成講習会参加促進事業
別添 3 を満たす場合、基準額に計上することができる。
 - (4) 助産師学生実践能力向上事業
別添 4 を満たす場合、基準額に計上することができる。

別表 2

看護師等養成所の定員数	調整率
定員 181 人以上	0. 9 2
定員 161 人以上 180 人以下	0. 9 4
定員 121 人以上 160 人以下	1. 0 0
定員 81 人以上 120 人以下	1. 0 2
定員 80 人以下	1. 0 4

(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

（別添１）へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業

ア 目的

この事業は、へき地等の地域及び看護職員不足地域に所在する看護師及び准看護師養成所における実習体制の支援及び学生募集や就職相談等地域の医療機関等との協力、連携体制の構築を支援し、それらの地域の看護職員の確保に資することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）（ただし、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。

ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第１２４条の規定による「専修学校」又は同法第１３４条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

ウ 事業内容

次に掲げる地域における看護師及び准看護師養成所の実習を効率的、効果的に行うため、実習施設への交通手段の借り上げ等を行い、実習体制の充実を図り資質の高い看護職員の養成を図るとともに、併せて、当該地域における看護職員の確保を図るため、学生募集や就職相談等地域の実情に即した取り組みを行うものとする。

（ア）へき地等の地域

人口５万人未満の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するものとする。

- a 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条第１項に規定する過疎地域
- b 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- c 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
- d 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により振興山村として指定された山村

（イ）看護職員不足地域

一般病院の看護職員数が３：１未満の二次医療圏

（別添２）新任看護教員研修事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、看護教員としての基礎がつくられる新任の専任教員（以下「新任教員」という。）に対する研修体制の構築を促進することにより看護教員の質の確保・向上を図ることを目的とする。

（注）新任教員とは、専任教員として初めて看護師等養成所に就労する者をいう。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、看護師等養成所（ただし、学校教育法第１条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第１２４条の規定による「専修学校」又は同法第１３４条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

（ただし、助産師養成所及び看護師養成所２年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

ウ 事業内容

（ア）受講対象者は新任教員とする。また、他の看護師等養成所の新任教員を受け入れて実施することも可とする。

（イ）研修内容については、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など）に関する研修とし、以下に掲げる研修内容を参考に実施すること。

（参考）研修内容の例

研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画の立案、教育方法の検討など授業設計や方法、評価に関すること	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関すること	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築、カウンセリング等の方法に関すること	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期研修などによる看護技術の実践や最新の医療知識の獲得に関すること	講義、演習及び臨地実習

（別添３）看護教員養成講習会参加促進事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、すでに教員となっている看護教員養成講習会（教務主任養成講習会を含む）未受講者の受講を促進し、看護職員の養成に携わる者として必要な知識、技術を修得させ、看護教育の充実向上を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、看護師等養成所（ただし、学校教育法第１条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第１２４条の規定による「専修学校」又は同法第１３４条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師２年課程（通信制）の学校又は養成所（ただし、学校教育法第１条に規定する学校は除く。以下「看護師養成所２年課程（通信制）」という。）にあつてはこの限りではない。）

ウ 事業内容

平成２２年４月５日医政発０４０５第３号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施される専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会に教員を受講させる看護師等養成所を対象とする。

（別添４）助産師学生実践能力向上事業

ア 目的

この事業は、助産師養成所における演習及び実習体制の充実を図り、質の高い助産師の養成を行うことを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた助産師養成所（ただし、学校教育法第１条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。

ウ 事業内容

助産師学生の実践能力向上を図るために実施する演習及び実習とし、以下に掲げる内容を参考に実施すること。

＜演習・実習内容の例＞

- ①妊娠期の診断能力を強化するために実施する
 - ・超音波検査の演習
 - ・妊娠期の事例を継続的に実習
- ②分娩時の応急処置能力を強化するために実施する
 - ・新生児シミュレーターを用いたアセスメント演習
 - ・新生児救急シミュレーターを用いた救急時を想定した演習
- ③女性のライフサイクルに合わせたケア能力を強化するために実施する
 - ・女性外来や不妊外来、思春期外来などの関連する外来等での実習
 - ・女性の性と生殖を目的とした健康教育や保健指導に関する演習・実習